



SMILE SATELLITE

定額減税について

概要編



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー

ユアーズブレン



目次

- **定額減税とは**
- **対象者**
- **控除の実施方法(給与所得者の場合)**
- **所得税の注意点**

➤ 定額減税とは

令和6年分の所得税および
令和6年度分の個人住民税について、

所得税	⇒	3万円 / 人
住民税	⇒	1万円 / 人

納税者本人の税額から控除



➤ 対象者

- 所得税の納税者で日本に居住
- 納税者の令和6年分の
合計所得金額が1,805万円以下
- 納税者および同一生計配偶者を含めた
扶養親族(16歳未満の者を含む)



- ◆ 例：対象者が4人(本人、同一生計配偶者、扶養親族2人の場合)
所得税 3万円×4人=12万円 住民税 1万円×4人=4万円 控除

➤ 控除の実施方法(給与所得者の場合)

所得税

- ①控除対象者の人数を確認
※本人は令和6年6月1日時点在職
源泉徴収税額表の甲欄に該当
- ②6月に支給される給与等(賞与を含む)の源泉徴収税額から控除
- ③引ききれない分は翌月以降に順次控除

住民税

特別徴収の場合

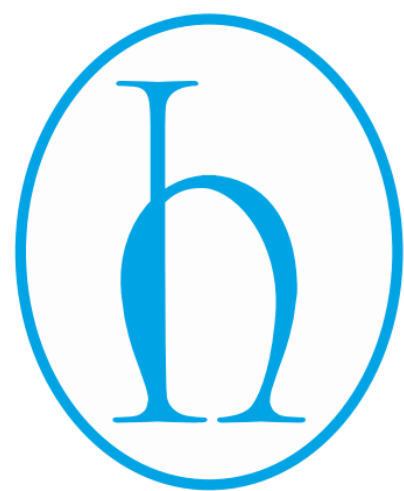
- ①6月分は住民税徴収なし
- ②7月以降の11か月間で、市町村から届く個人住民税の特別徴収税額通知に記載された金額(定額減税分を控除した後の個人住民税の額①分の1ずつ)を徴収する

月次減税

➤ 所得税の注意点

- 年末までに扶養親族等に異動等があった場合は、
年末調整または確定申告で調整
- 6月2日以降に雇用したもののについては、
年末調整で控除（各給与等支払時の控除は行わない）
- 令和6年分で引ききれない額があっても、
令和7年分の給与等の源泉徴収税額から控除しない
（各自治体から給付金を受領）

SMILE SATELLITE



税理士法人
堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー
ユアーズブレン